

第3期第3回練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録 第3期第3回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録	
1 日時	平成24年11月20日（月） 午前10時～午後12時
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	（委員15名）宮崎牧子委員長、吉賀成子委員、石井知子委員、岩月裕美子委員、岩橋栄子委員、大塚邦俊委員、堀木正宏委員、丸山敏雄委員、新井みどり委員、植村光雄委員、芹澤考子委員、堀洋子委員、鶴浦乃里子委員、大嶺ひろ子委員、木田正吾委員 （事務局5名）福祉部長、福祉部経営課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長
4 傍聴者	0名
5 議題	<p>○ 地域包括支援センター運営協議会</p> 1 高齢者相談センター支所の増設に伴う管轄区域の見直しおよび運営委託事業者の選定について …資料1 2 高齢者相談センター支所の運営委託事業者の変更について …資料2 <p>○ 地域密着型サービス運営委員会</p> 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供開始について …資料3 2 地域密着型サービス事業者の指定更新について …資料4 3 地域密着型サービス事業者公募の結果について …資料5 <p>○ その他</p> 1 介護保険状況報告 …資料6
6 配布資料	席上配布資料 （資料1） 高齢者相談センター支所の増設に伴う管轄区域の見直しおよび運営委託事業者の選定について （資料2） 高齢者相談センター支所の運営委託事業者の変更について （資料3） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供開始について （資料4） 地域密着型サービス事業者の指定更新について （資料5） 地域密着型サービス事業者公募の結果について （資料6） 介護保険状況報告 <参考資料> 練馬の介護保険

7 所管課	<p>(地域包括支援センター運営協議会)</p> <p>健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課高齢調整係 TEL：5984-4582(直通) Eメール：KOUREITAIISAKU10@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>(地域密着型サービス運営委員会)</p> <p>健康福祉事業本部福祉部介護保険課事業者係 TEL：5984-4589(直通) Eメール：kaigo02@city.nerima.tokyo.jp</p>
-------	--

第3期第3回地域包括支援センター運営協議会
第3期第3回地域密着型サービス運営委員会
(平成24年11月20日（火）：午前10時00分～午前12時00分)

○委員長

ただ今から、第3期第3回練馬区地域包括支援センター運営協議会・練馬区地域密着型サービス運営委員会を開会する。

最初に、事務局から配布資料の確認ならびに本日の出席委員、および傍聴者の人数の報告をする。

○事務局

ただ今の出席委員は15名で、二人の委員より欠席の連絡を受けている。傍聴者は0名である。

○委員長

まず、前回、9月29日に開催した「第3期第2回の委員会等の会議要録」については、現在作成中であり、作成次第、早急に事務局より送付する。

では、次第に沿って議事を進める。本日も、委員の皆さんの活発なご意見・ご発言をお願いしたい。

まず、地域包括支援センター運営協議会を開催する。

案件1、高齢者相談センター支所の増設に伴う管轄区域の見直しおよび運営委託事業者の選定について、資料1の説明を光が丘総合福祉事務所長から願います。

○光が丘総合福祉事務所長

【資料1について説明】

○委員長

資料1について、ご意見があれば願います。

○委員

私は今、貫井に住んでいる者だが、今回該当する中村橋支所の管轄区域に住んでいる。

近くにこういう支所ができることは大変よかったと思うが、支所の設置に当たって、従来は向山、貫井という民生児童委員協議会単位でまとまっていたが、今回、貫井と向山が分割されてしまった。何か意図があるのかと考え、お伺いしたいと思う。

○光が丘総合福祉事務所長

ご質問については、練馬総合福祉事務所、本所の圏域の中では、五つの民生児童委員協議会が五つの支所を担当していたが、今般、新たに支所ができることによって、支所の数は六つになり、民生委員協議会は五つということで、完全に一致させることは物理的にも不可能である。そういった中から、利用者様の利便性を一番に考慮したところである。

そのため、貫井の皆様は、北側から中村橋駅の方面に、中村北の皆様は、千川通りなどをお使いいただきながら中村橋駅の方面にということ考えている。練馬圏域や光が丘圏域に関しても、完全に民生児童委員協議会の単位で合致させることは物理的に不可能であり、そのあたりは全体を見ながら調整させていただきたいと考えている。

○委員

今回の配分は人数的には大差無いようである。中村北と向山の高齢者人口は、大体同じような人数で、道路も千川通りと目白通りがあるということで、両方とも弊害といえば弊

害の共通項がある。その辺で、あえて分けなくてもいいのではないかと。私たちは、とにかく支所と仲よくやっているのです。

今回の支所のメンバーも、そのまま別れてしまうのかなと思うが、それは区の事業の運営の関係でいたし方ないことだと思う。以前は、練馬高松園に私たちの管轄があった。それが、また今回、支所の方に移り、今度は、3度目の支所の変更である。

今回は、あえて分ける理由が余りないのではないかと、私は個人的に感じてしまった。向山、貫井が仲よくまとまってやっていければ良いのではないかという思いがあり、あえてこのように分断する理由が、道路1本の事情であったのかなと、その辺の説明が伺いかなかった。了解した。

○委員長

そのほか、いかがか。願います。

○委員

私は、光が丘に住んでいる。高松支所に光が丘六丁目と光が丘七丁目移動するという事で、先ほど住民サイドでというお話だったが、多分、六丁目、七丁目に住んでいる人は不便を感じると思う。というのは、光が丘は区民センターの中に支所があったので、大変皆さん親しみを持って通っていた。住民サイドというお話からすると、とても不便を感じると思う。

また、光が丘の中に、今度は一丁目が入ってくる。一丁目は以前田柄の方にお世話になっていたが、そこも、区民センターまでは遠いという感じがある。

人口配分からいうと、これが平均したそれぞれの支所の人口になるのかもしれないが、住んでいる人たち、あるいは、利用する人たちの利便性から言うと、いかがなものかという感じを持つ。

○光が丘総合福祉事務所長

ただいまご意見のあった光が丘六丁目や七丁目、そして一丁目について、確かに従前からご利用されている方、また、一部の地域の方から見ると、前の場所の方が利便性は良かったという部分もあり、全体で見るとそういった場所が無いわけではない。

ただ、私どもも、この支所の管轄区域が変わったことによって、4月1日以降、あなたはそちらの担当区域なので、こちらではお話を伺えませんということではなく、事前の引き継ぎであったり、また、今までの支所と新しい支所と連携をとりながら、この度の変更が区民の皆様に浸透するまでの間は、臨機応変に、柔軟な対応を十分に図っていきたいと思っている。

光が丘六丁目、七丁目の皆様には、区民センターが駅を中心ということもあり、また、高松支所も道路を挟み距離的には比較的近いということもあるので、そういった変更の部分に関する利用者様の利便性というものを、既存の支所と新しい支所と、十分やりとりしながら進めていきたいと思っているので、ご理解いただければと存じます。よろしく願います。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

前回、支所が増えたときに相談場所が変わったが、まず1点は、リーフレットについて。

自分が住んでいる地域、ここに相談するのだなと思っていたりして、グループホーム見学時にも持ってくる方がいた。住民向けに、住所まで出ているリーフレットなので、その辺を早目に作成した方が良いのではないか。

あと、3月に引き継ぎということだが、例えば、旭町が新しい支所に移るに当たり、また、ほかの支所でも引き継ぎをするし、新しい地域も受けるという支所もあり、3月の1か月間で引き継ぎは実際にできるのか。

それから、前回、変更のときに特に課題はなかったのか、お願いしたい。

○光が丘総合福祉事務所長

まず、リーフレットへのご質問であるが、私どもとしても、こちらの見直し案を、ご意見をいただきながら決定していき、そして、できるだけ早く区民の皆様にご案内、周知を十分に図りたいと考えている。事業者を選定途中ということもあるので、選定をした後に、しかるべき形で多くの方にご案内したいと思っている。

もう1点、引き継ぎについてのご質問である。実を申し上げますと、平成21年に支所を増やした際には、開設と合わせて引き継ぎを行っていたという状況で、4月1日当初、現場においても多少の混乱が見られた。であるので、まず、既存の支所については、見直しの案決定後に早速準備に取りかかることとした。ただ、新たに事業者が決まる支所に関しては、事前の準備というものができていないので、新たな支所については、3月の準備委託契約の中で引き継ぎを行っていきたいと考えている。

いずれにしても、事前のご案内が大切だということは認識しているので、そういった部分についても取り組んでまいりたいと考えている。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

すみません、くどいようだが、この地図を見ても、例えば光が丘一丁目は田柄を飛び越したところにある。また、光が丘六丁目、七丁目は、笹目通りを超えて行かなければならないということがある。

この点は、かなり住民の方から色々なクレーム等が来ると思うので、どうかと思うのだが如何か。

○光が丘総合福祉事務所長

確かに、この地域が変わることによって一時的な分かり辛さというものはあるかと思う。

また、田柄のほうが近かったというご意見もあるかと思うが、必ずしも全員の方が一番近いところというような地区割も、設置場所から見ると困難があるので、そこは、事前のご案内や、繰り返しになるが柔軟な対応を心がけて、できるだけ高齢者の方やご家族の方に、ご不便をかけないようにしてまいりたいと思っている。よろしく願います。

○福祉部長

補足で説明させていただく。

先ほど、委員からご指摘いただいた、練馬地域での民生児童委員協議会の地区との関係、それから、特に、光が丘地域は団地の中で線を引くということについて、かなり住民の方からご意見をいただくであろう、また、いろいろご批判も招くであろうということは、私どももこれを検討する中で感じていた。私どもとしても、そういったご意見を伺うだろう

と思ってやってきたが、どうしても、新しいものを作っていく、そして、担当の人口をなるべく均一にしていきたいということ、それと、住民の方の歩いて行けるような範囲等々も考えて、こういう線引きをさせていただきたいということである。いろいろとご意見をいただくと考えているので、これを決定した後、準備のプロセスの中で、丁寧な説明をし、ご理解をいただけるように努めていきたいと考えている。

いろいろ課題はあるが、私どもとしては、より良い組み合わせとして、こういった形でいきたいと考えているものである。よろしく願います。

○委員長

そのほかいかがか。

○委員

人口の区割りで行っていかざるを得ないという状況は理解できるが、問題は住民と支所との関係性だと思う。せっかく慣れた関係性を、また新たに構築することが大変であるというところに問題があると思うので、この引き継ぎというものを、フェイス・トゥ・フェイスで、最初は、支所の方は大変だろうが、住民とのフェイス・トゥ・フェイスの丁寧な引き継ぎというものをさせていただきたいと思う。

それによってできる関係性、信頼関係というものが一番だと思う。その信頼関係があれば、不便性をも超えるものが出てくるのではないかと思う。そのあたり、よろしく願いたい。

○光が丘総合福祉事務所長

今お話があったとおり、ご案内のパンフレットや紙一枚ということではなく、この引き継ぎに関しては、継続的に利用されている方々には普段からお会いする場面もあり、直接ご連絡や訪問などをした上で、説明をしながら引き継いでいく。

また、引き継いだからそれで終わりということではなく、その後も、今まで関わってきた状況がどうだったのかということは、新しい支所、従前の支所と連携を図ってまいりたいと考えている。

○委員長

支所の配置というハードの面で、区の方では人口の違いがないように調整を図ったわけだが、一方では、ソフトの面で、顔なじみの関係をつくるには時間がかかるというところで、色々と委員の方々からご意見が出たと思う。ぜひ、委員の方々の意見のように、引き継ぎで十分に時間をとって進めていくということと、支所同士も連携を今まで以上に取って、どうしても前の支所にお越しになる方もいると思うので、そのあたりは上手に、高齢者やご家族の方々がたらい回しにされてしまうことのないように連携をとっていただきたい。また、高齢者の方を中心に、十分に、早目に情報を提供して、できるだけご理解を進めて、4月1日が迎えられるよう徹底してやっていかないと、せっかく人口割で支所をつくっても、マイナス面が出てしまってはまずいと思うので、そのあたり、ぜひよろしく願いたい。

また、民生委員や町会関係にも、このたびの支所の変更があるということについて、地域包括支援センターというのは、特にそういう地域の方たちのご協力がなくてはならないので、そういった点も含めてよろしく願います。

そのほか、よろしいか。

○委員

本日、いろいろとご意見が出たが、区域割りとその定着が非常に問題になると思う。

それで、資料1の第5期計画における高齢者人口の推計については、既に説明があったかもしれないが、期ごとに人口推計をして、この区域割を見直すということなのか。

あまり何回も変更すると、地域定着がなかなか難しいと思うので、ある一定の期間ごとにやった方がいいかと思う。

もう一つは、新規支所の運営委託事業者の選定について、資料1の下の方にある中村橋支所選定の応募資格において東京都内において実績のある法人とあるが、次ページのスケジュールには、既に11月16日に応募事業者説明会があったようだ。

なぜこの質問をしたかというのと、説明会には多くの事業者の方が来られたのか、あるいは余り来なかったのか。来なかった場合には、東京都内だけではなくて、首都圏など区域を広げることも考えているのか、お聞きしたい。

○高齢社会対策課長

第5期計画策定に当たり、人口推計を行っているが、団塊の世代が今は高齢期に入ってきており、この第5期の終了年度にあたる平成26年度時点で15万人ということで、急激に高齢化が進む見込みである。その後は、平成35年に15万6,000人と推計しており、比較的緩やかに高齢化が進んでいくと考えている。

そのような状況を見据えて、今回3か所の増設ということであり、今回の増設の後、人口推計が大きく変わらない限り、当面このとおりでという考えである。

○光が丘総合福祉事務所長

事業者選定の中身の部分については、お話のとおり、先般説明会を開催したところである。正式なプロポーザルの参加申し込みについては今後の話であり、何社ということまでは申し上げられないが、1社、2社ということではなく、複数の事業者にご参加いただいている。

確かに、応募資格である運営実績の範囲を都外にまで広げるという選択肢もあり得るが、介護に関わる、また、高齢者の総合支援に関わる事業を行っている都内事業者は以前より増えていると思うので、見込としては、ご参加いただいている事業者から、よりふさわしい事業者を選定できるものと考えているところである。

○委員長

その他はいかがか。

(なし)

○委員長

それでは、案件2に移る。

高齢者相談センター支所の運営委託事業者の変更について、資料2の説明を光が丘総合福祉事務所長から願います。

○光が丘総合福祉事務所長

【資料2について説明】

○委員長

ただいまの資料2について、ご意見などがあれば願います。

○委員

支所の設置場所を提供できる法人とあるが、今まであった場所ではない所に置くということか。

○光が丘総合福祉事務所長

現在、桜台支所に関しては、老健のミレニアム桜台の中に支所を設置していた。こちらの建物設備については、別の目的で使用するということであるので、区域内ではあるが、今までとは違う場所ということになる。

○委員長

そのほか。

○委員

今の質問に関連して教えていただきたい。

先ほど、桜台地域は変更なしというお話であったが、変更もあり得るということか。

○光が丘総合福祉事務所長

桜台支所の担当地域で一部変更があったところは、従前、桜台地域と栄町地域を担当していたのだが、新しい管轄区域では、桜台一丁目から六丁目为一个の区域になる。

今般、新たに事業者を選定するが、桜台一丁目から六丁目の区域の中で支所を設置できるということを条件としているので、管轄の地域そのものは、この全体の見直し案のとおりということ考えている。

○委員

これに関連して、この説明会は終わっているが、その地域でそういう応募者がいたということで理解してよろしいか。

○光が丘総合福祉事務所長

まだ選定途中であり、詳細までは申し上げられないが、私どもが必要としている条件に合致することを承知の上で、参加の意思を表明している事業者がいるということである。

○委員長

よろしいか。その他いかがか。

(なし)

○委員長

それでは、以上で地域包括支援センター運営協議会を終了する。

引き続き、地域密着型サービス運営委員会を開催する。

案件1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供の開始について、資料3の説明を介護保険課長から願います。

○介護保険課長

【資料3について説明】

○委員長

資料3について、ご感想などあれば願います。

○委員

今のところ1週間で登録者数18名、看護の利用者3名ということで、サービス受け入れに関して問題はないと思うが、今後増えていく可能性というのは、かなり高い確率であると思いますが、その場合の看護と介護の対応で、もしヘルパーが足りなかった場合というのはどう対応されるのか、お聞きしたい。

○介護保険課長

新サービスであるので利用していただきたいと、私どもも希望している。

今、開設後1週間の実績で18名ということで、運営法人の方でもこれから増えていくのではないかという話がある。

また、利用者のニーズに合わせて、法人としても人員体制を厚くしていきたいと話している。訪問看護ステーションの方でも、これに合わせる形で、ますます提携を密にしていきたいという説明を聞いている。

○委員長

よろしいか。そのほかいかがか。

○委員

実は、私どもの家でも要介護5の年寄りがあり、ぜひこのサービスがあったら良いと常々思っていたが、そのサービスの内容が心配である。

本当は短時間のサービスだということで、今は実際には、皆さん手抜きの介護だと思われるかもしれないが、下の世話は全てヘルパーさんにお任せしている。

最初、寝たきりになったのがもう1年半前だが、その前の3年ぐらいは車椅子で自力でトイレに行っていて、トイレが自分の仕事のような感じで、常にトイレ、トイレという感じであった。午前中も4回、5回も行く。その都度、付き添うのが大変で、これがいつまで続くのだろうと思っていた。本人が寝たきりになった。それまでは、トイレの介助はとても大変で、立って、座って、はかせてという、そういう介助を常にしなければならなかった。私と主人と2人いるのでそれができていたが、主人も大分腰をやられた。寝たきりになって、それではサービスを使って下の世話だけは全部ヘルパーさんをお願いしようと介護保険を利用した。

最初は、とにかく頻繁におむつ交換をするので、1日6回から7回ヘルパーさんを入れた。そうしたら、確かに費用は上がり、在宅でも20万円近くかかった。

それで、ショートステイを使わないかと言われ、ショートステイを使えば少しは減額されるのではないかということで、今は1週間から10日ぐらいつ使っているが、とにかく下の世話は大変で、こういうサービスができるのを待ち望んでいた。

でも、これが実際になってみると、本当に対応をしていただけるのか心配だ。今はだんだん落ちついてきたので4回入っていれば何とかかなるかなという感じで、今は1日24時間のうち、4回だけおむつ交換していただいている。

そうすると、おむつ交換が本当に助かるのだけれども、まず、朝の1回目のおむつ交換は、清拭もお願いしているので30分はかけていただいている。後の3回は普通のおむつ交換で、10分もあれば足りる。でも、本人はお口が元気なので、話し相手を望んでいる。それでヘルパーさんが来れば30分ぐら相手してくれるので、それも喜んで受けている。

今回のサービスを使わないで、一番大変だったのは便が出たときで、便はいつ出るか分からない。出た出たと本人はお口が元気だから、出たから早くヘルパーさんと呼んでくれと言うが、介護保険では2時間の間を置かないとヘルパーさんと呼ばないと言われ、私たちは、それは本人がそう望むのなら、2時間以内であって臨時に入っただいて今は対応しているが、その部分は実費になるので、介護保険外の実費サービスをお願いしている。

そういうことを考えると、今回のサービスはとても良いのではないかと、利用し

たいと、昨日もケアマネさんが見えたので話をしたが、ただ、体制がまだ整っていないから様子を見た方が良いと言われ、それで今は様子を見ている。

もし改善できるのであれば、このサービスよりも、介護保険の2時間待たなければヘルパーが入れないというようなサービスの制限を改善していただいたほうが、かえって利用しやすいのではないかなという気がする。

事業者に人手さえあれば常に入っただけということも分かっているし、無ければ我慢してもらっているので、そういう点で、ぜひ、介護保険の2時間置かなければヘルパーさんが入れないというルールを改定していただければ助かるのではないかと考えている。

○介護保険課長

その人に必要な介護を提供するのが介護保険サービスの実態である。今のお話だと訪問介護を受けておいでかと思うが、その場合は、一つの介護と介護の間では、確かに言われたような時間を置かなければいけないというのが、現行の仕組みである。

この会のメンバーの中にもケアマネジャーがいらっしゃるので、ケアマネジャーから後でお話があるかもしれないが、どういう介護を受けたら良いのかというのは、ケアマネジャーとよく相談していただき、その中で選んでいただければ良いかと思っている。

もう一つは、その体制が整っていないと言われたというのは、恐らく11月に入っただるか、あるいは10月下旬ぐらいで、情報としてはケアマネジャーの耳にも入っていたのかもしれないが、この意見を述べた委員の方が、この会議のメンバーなので、詳しくはないか。

それで、そのケアマネジャーの方で、まだ委員がお持ちの程度の情報がなかったもので、調べてまた後ほどという意味で言われたのかと思い、お話を聞いていた。

先ほど18名と資料にもあったが、運営法人の予想では、練馬区の場合は需要がかなり大きいと考えているということがあるので、どういう介護が必要なのか、担当のケアマネジャーとよく相談していただいた中で、この制度をご利用いただいたら良いのかなと思う。

もう1点は、普通の訪問介護だと見守りのようなことはできないのが、この制度ではそれも可能であるということ。お声かけというか「何々さんお元気ですか」とか、そのような部分にも、随時対応も可能であることから、2時間の間を置かなくても訪問することはできる。それから、恐らく、今使われている制度だと1回ごとの料金になるのではないかなと思う。この場合は、お家に帰ればあると思うが、「すぐわかる介護保険」という冊子の中にあるように、要介護5の場合で看護を使わない場合だと月額3万2,000円程度のパッケージ料金になる。料金的には、もしこの制度を1回使ってみようかということであれば、先ほど20万円というお話があったかと思うが、費用的には助かるのではという気がする。その辺はご担当のケアマネジャーともう一回よくご相談され、ご利用されている方にどういう介護が必要なのかということ、よく検討していただいた方が良いと思う。

それから、訪問介護の2時間の時間枠をできれば何とかしていただきたいのご質問については、そのようなご意見が委員会の中であったというような形で東京都などに伝えていきたいと思う。

○委員

大変いい制度だと私も思うが、まだできてすぐの制度なので、2点質問というか、教えていただきたいことがある。

1点は、11月7日現在の利用者が、地域バランスが取れていないという感じがする。これは何か理由があるのかというのが1点目の質問。

2点目としては、訪問看護との連携方法。これについてはどのようにされているのかというところを教えていただければと思う。

以上の2点である。

○介護保険課長

1点目、利用者の地域バランスについて、練馬圏域9人、光が丘圏域6人、石神井圏域2人、大泉圏域1人であり、確かにこれだけ見ると非常にバランスが悪い。練馬は一生懸命で、大泉は1人かという話になってしまう。私が聞いている話では、この4圏域では同じような形でPRを行っているということである。事業者やケアマネジャーにもご紹介いただく中で、このような状況なので、もう少し様子を見ていただければ、ある程度均一化されるのではと思っている。始めて1週間のため、もう少し長い目で見ていただければと思う。

2点目の訪問看護との連携のお話だが、一つには、これは運営法人から言われたのだが、このサービスは看護がメインではない。介護をある程度、頻繁に1日何回も訪問することによって、訪問看護の負担が一定程度軽減されることが考えられる。訪問看護が何度も行くということではなく、介護職員によるさまざまな介護や、利用者の状態を見ることによって、訪問看護にいきなりつなげるということが軽減される。全くないとは言えないけれども、軽減されるということが、この制度の一つの目標になっている。

そのため、連携方法ということでは、メインは訪問看護よりも訪問介護の方になり、そういった中で必要に応じて、あるいは、お客様からの要請に応じて、訪問看護ステーションにつなげるというような仕組みでご理解いただければと思う。

○委員長

その他いかがか。よろしいか。

(なし)

○委員長

それでは引き続き、案件2に移る。

案件2 地域密着型サービス事業者の指定更新について、資料4の説明を介護保険課長にお願いします。

○介護保険課長

【資料4について説明】

○委員長

ただいまの資料4につき、ご意見、あるいは、ご感想などがあればお願いします。よろしいか。

(なし)

○委員長

それでは、案件3に移る。

案件3 地域密着型サービス事業者公募の結果について、資料5の説明を介護保険課長にお願いします。

○介護保険課長

【資料5について説明】

○委員長

資料5の説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。

○委員

公募結果の数字および概要を説明していただいた。普通、公募結果については結果の概要みたいなものがあると思う。それは出さないかもしれないが、今回、裏面で説明のあった公募数が3に対して練馬地区選定数1ということは、3のうち一つが選定されて、2は選定されなかったということか。これはだめだというようなことで選に漏れたのか。そのあたり、説明できる範囲で結構なのでお願いしたい。

○介護保険課長

説明が不十分だったので、もう一度、裏面3の説明を練馬地区でさせていただく。

公募数3というのは、練馬地区で3か所小規模多機能型居宅介護を公募するという話である。それに対して、9月29日の委員会にご出席いただいたかと思うが、応募が1か所しかなかったの、まだ残りが二つあるということである。

今年度は、公募を3回行うので、練馬地区はあと枠が二つある。練馬地区で小規模多機能型居宅介護をやりたいという事業者があれば、また、その事業者の提案書をこちらの委員会にお示しして、皆様方からアドバイスを頂戴して、残り2か所についても決めていくというものである。

○委員長

その他いかがか。

○委員

一つだけ。今の地域密着サービス事業者の選定状況の表で、一番下の段、認知症対応型共同生活介護の練馬のところ、公募数3の選定数0で、※印がついていますが、残数2と書いてあるのは、どうして数の計算が合わないようになっているのか。

○事務局

事務局からご説明させていただく。※2の数字は、グループホームの開設に当たり小規模多機能型居宅介護と合わせて開設するというのが条件になっているので、本来ならば、グループホームが公募数3の枠に対し、残数3となるが、その上の小規模多機能型居宅介護の残数が2であるので、あくまでも小規模多機能とセットにするということで、そこは2という数字になっている。

大変分かりづらいかと思うが、あくまでも小規模多機能とグループホームは一緒に、セットであるという前提があるので、ご了解いただきたいと思う。よろしくお願いします。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

そうであれば、一番下も選定数1にした方がいいのではないか。その方が理解しやすい。もう決まっているのであれば。

○介護保険課長

選定0は変わらないと思うので、公募数のところを修正するか、公募数は3という数字が入っているが、ここの数字を2に変更するか、わかりやすい形にさせていただく。

ご質問の趣旨は、理解できるので、この表が見つらいという部分も含めて、また工夫させて頂く。

○委員長

では、検討をお願いします。

○介護保険課長

はい。

○委員長

そのほか、いかがか。よろしいか。

(なし)

○委員長

それでは、これで地域密着型サービス運営委員会を終了する。

引き続き、その他、介護保険状況報告について、資料6を介護保険課長にお願いします。

○介護保険課長

【資料6について説明】

○委員長

何かご質問はあるか。

○委員

総括的な質問というか、意見としてよろしいか。

先ほどより、いろいろと教えていただいてありがとうございました。そして、私が感じたことは、地域包括運営協議会の先ほどの選定、地区割とかについて、かなりご意見が出たと思うが、なぜ今回は、資料が事前に配付されて、私どもが内容を事前に検討する時間がなかったが、何か、ぎりぎりだったのか。

○介護保険課長

私どもの方も、あらかじめ配付申し上げるべきところであったが、私どもの事務的な都合ということで、恐縮ではあるが、本日席上にて配付申し上げたところである。

○委員

了解したが、でき得る限り私どもも拝見させていただきたいので、今後、もし可能ならば事前に見せていただければと思う。よろしくをお願いします。

○委員長

そのほかいかがか。

○委員

地域密着サービスの利用状況で、夜間対応型訪問介護の人数について、最初の会議でも述べさせていただいたが、拾っている数字が国保連から出ている数字だというふうに向った。

ただ、聞いた話だと、夜間対応型訪問介護というのは余り利用されていないので、事業者から、ぜひケアマネジャーたちにPRしてくださいというふうに言われているという話と、余りに数がかげ離れてしまっているの、拾っている数自体の信頼度というのが、僕自身は疑問だと思ってしまう。

拾っている数字の検証は非常に難しいとは思いますが、そういう違和感を、この数字に関しては感じるという意見を述べさせて頂く。

○介護保険課長

数字の検証は、また別途、国保連等々にも確認してやらせていただきたいと思います。

それから、今、委員からお話あったように、夜間対応訪問看護というのは、事業所自体も練馬区は二つしかないもので、そういう中での数の小ささみたいなものも、もしかしたら出てきているのではないかと思うが、いずれにしても、何らかの機会を得て、国保連にも数字の検証等々は努めたいと思う。

○委員

逆に、2事業所しかなくて313の登録人数があるという方が不思議である。

私の事業所は訪問介護を併設しているが、月平均でいうと50名とか60名ぐらいの単位で動いている。

だから、2事業者で300というのは、不思議な感じはするが、検証の仕方が非常に難しいと思うので、あくまでも私の意見ですが、述べさせて頂く。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

数について述べさせていただいているのが、サービスを利用してほしいというご意見が、多分、区役所とか事業者さんから出たとしても、残念ながらケアマネジャーも、統計的に全部の概要を分かっていないので、そうすると、こういう大まかな数字に頼らざるを得ないと思う。そのときに、その数字が本当に実態と合っているかどうかというのが分かっていないと、僕たちも、利用者さんに24時間対応訪問介護がありますよ、今使えるサービスなのですよというような、ご提案がなかなか難しいのではないかなと思うので、できる限り実態に即した数字で、分かりやすく、私たちケアマネジャーも、自分でとりに行かないのは当たり前だが、提供していただけるものはしていただきたいなと思い、何度もお話をさせていただいた。

○委員長

そのほか、いかがか。よろしいか。

(なし)

○委員長

それでは、次回の日程について、事務局からよろしく願います。

○事務局

次回の日程をご報告する。

次回の日程は、翌年、平成25年3月14日、木曜日。やや遅い時間になる。午後6時スタートで開催したいと思うので、よろしく願います。

○委員長

次回であるが、第3期第4回地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会の開催は、平成25年3月14日、木曜日、午後6時からの開催とさせていただく。開催通知については、改めて各委員に、またご通知させて頂く。よろしく願います。

○介護保険課長

お手元に薄いクリーム色の冊子で、「練馬の介護保険—平成23年度実績報告—」を机上配付させていただいた。ボリュームが結構あるので、後ほどお目通しいただければと思う。

○委員長

それでは、本日もお忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。
次回、4回目は来年になるので、この委員会は年明けということになる。早いが、皆さん、これから12月はお忙しいと思うので、健康にご留意なさり、よいお年をお迎え、また3月によろしく願います。本日はありがとうございました。